

告示

選告示第24号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一
第15条の表の選挙主幹の項中「又はリニア活用・企画振興課長」を「、リニア活用・企画振興課長又は企画振興・商工課長」に改め、同表の主査の項、主任の項及び主事の項中「又はリニア活用・企画振興課」を「、リニア活用・企画振興課又は企画振興・商工課」に改める。

選挙管理委員会

訓令

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局
職員の人事評価等に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一
第7条第1項中「は総務部人事課キャリア開発・人事制度担当課長が、自己申告書は総務部人事課長が、」を「及び自己申告書は、総務部人事課長が」に改め、同条第2項中「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」を「人事課長」に改める。
第9条ただし書中「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」を「人事課長」に改める。

人事課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署
財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一
1中「林業大学校事務長 佐久建設事務所総務係長」を「林業大学校事務長」に改める。

人事課